

『裾野市議会 2 月定例会記者会見』令和 4 年 2 月 9 日（木）

企画部長説明文（実施計画・行財政構造改革）

私からは、第 5 次総合計画前期基本計画における令和 4 年度 実施計画の概要及びそのもととなる行財構造改革による事業の見直しについて説明させていただきます。

まず、実施計画は、第 5 次裾野市総合計画で示しております、各施策を実現するための具体的な事業を示し、行財政構造改革第 2 期計画及び中期財政計画との整合性を図りつつ、効率的・効果的な 行財政運営 を図ることを目的に策定したものでございます。

なお、市長コメントのとおり、令和 4 年度当初予算編成は、村田市長が年度当初から変更したい部分のみを変えております。そのため、新年度の補正予算にて事業変更が見込まれ、今後、実施計画及び行財政構造改革の見直しが多く発生することを想定しておりますことをご承知おきください。

今回ご説明いたします実施計画では、市長より直接、指示がありました「ふれあい教室」・「学びの森」といった教育関連事業は継続とし、「産業連携地域プラットフォーム運営事業」、いわゆる岩波キッチンの運営に関する事業は削減しております。

お手元の 令和 4 年度 実施計画 4 ページをご覧ください。実施計画総括表となります。施策の大綱別に事業費、財源内訳等について記載しております。

令和 4 年度の実施計画における大綱別の事業費・一般財源の内訳は、「大綱の 1. ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち」は、80 事業、事業費 46 億 5,712 万円（43 億 9,699 万 2 千円）で、うち一般財源は 21 億 2,177 万 8 千円（22 億 3,103 万 3 千円）。

「大綱の 2. 地域資源を活用した魅力あふれるまち」は、28 事業、事業費 1 億 4,409 万 1 千円（1 億 6,837 万 3 千円）で、うち一般財源は 9,156 万 1 千円（1 億 3,147 万 8 千円）。

「大綱の 3. 安全・安心に住み続けられるまち」は、77 事業、事業費 87 億 6,712 万 5 千円（36 億 3,464 万 6 千円）で、うち一般財源は 31 億 9,388 万 2 千円（15 億 3,124 万円）。

「大綱の４．将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち」は、３４事業、事業費 44 億 8,448 万 4 千円（44 億 573 万 9 千円）で、うち一般財源は 7 億 1,398 万 2 千円（8 億 4,124 万 3 千円）。

「大綱の５．時代のニーズに応えられるまち」は、事業数 51、事業費 30 億 4,951 万 6 千円（29 億 9,486 万 7 千円）で、うち一般財源は 29 億 3,191 万 1 千円（29 億 2,530 万 3 千円）。

総事業数は 270、総事業費は、211 億 233 万 6 千円（156 億 61 万 7 千円）で、うち一般財源は 90 億 5,311 万 4 千円（76 億 6,029 万 7 千円）です。

なお、その年の新規事業や完了事業により、実施計画上の、事業費の総合計の比較ができないことはご承知のことと思いますが、今年度も、昨年度と比べ、総事業費が 51 億 373 万 3 千円増加しております。

この大きな要素は、「大綱の３．安全・安心に住み続けられるまち」に、今年度より国民健康保険特別会計の事業費を加えていることによるものでございます。

5 ページをお開きください。施策の柱別の合計でございます

6 ページ下の合計欄にありますとおり、5 つの大綱、32 本の柱で構成され、全体の事務事業数は 270（282）事業となります。なお、課名は機構改革後の新課名で表記しております。また、大綱別の主要事業につきましては、先ほど総務部長より説明がありましたので割愛します。

実施計画に関する説明は以上でございます。

次に、行財政構造改革についての説明を致します。

本市は、令和 3 年 2 月に財政非常事態を宣言し、8 月 4 日に裾野市行政改革推進委員会より意見書をいただきました。その意見書に基づき、10 月 5 日に令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間を取り組み期間とする第 2 期行財政構造改革計画を取りまとめ、短期的な取り組みとなる早期に効果が見込める歳出、中長期的な取り組みとなる公共施設の在り方など、行財政の改革に着手しました。

財政非常事態宣言時における事業見直しの 6 つの視点のうち、令和 4 年度予算編成に向けた、全ての事業の見直し、大型公共事業の一時停止や先送りなどの

検討結果につきまして、ご報告いたします。

1. 事業全般の見直し

国、県や他市町との協調事業を含む全ての事業について、「事業見直しの視点」に基づき、事業の根拠、目的、投資効果や将来に渡る必要性、独自の上乗せや対象範囲を精査し、サービス水準や今後の方向性を検討し、国、県、他市町に準拠した水準への見直しに向けて、事業の順位付けを行い、優先度の高い事業を実施することとしました。

(1) 検討の対象とした事業数は 425 事業となります。

内訳は、令和 3 年度実施計画に掲載する事業数 282、掲載外の事業数 143 の事業について検討を行いました。このうち、86 の事業について、統合、削減、休止、廃止などの見直しの方針を取りまとめました。

(2) 事業ごとの検討内容につきまして別紙資料No.1 をご覧ください。

実施計画の大綱、施策の柱の順に事業ごとに検討内容を記載しております。

なお、一部の事業、特に太字と見え消し線の部分につきましては、市政方針の転換により、改めて市長指示により内容を変更しました。また、機構改革に合わせ、所管部署名も変更しております。時間の都合上、全部を説明できませんので主なものをご説明します。

「大綱 1 ひとりひとりが役割を持ち輝けるまち」の FM 関連では、1-3-(4) 市民文化センター管理運営事業は、基金を活用し多目的ホールの工事を実施しますが、大ホールは閉鎖、外壁工事は FM にて調整としました。

1-5-(2) スポーツ施設管理運営事業は、陸上競技場はトラック 1 レーンの補修 (R6 予定) でその他は先送りとしました。(FM 調整)

1-5-(3) 富士山資料館は休館させるため、富士山資料館展示・講座事業も休止します。

次に 「大綱 2 地域資源を活用した魅力あるまち」のイベント関係につきましては、2-5-(1) の 3 つのイベントを令和 8 年度まで休止し、補助金、交付金事業の事業費削減の調整を行います。

大綱 3 は市民の安全・安心に関する項目ため大幅な変化をさせておりません。

次ページ「大綱 4 将来を見据えた暮らしや活動を支えるまち」の大型公共事業

関連（行革計画に記載済み）では、4-2-(1) 裾野駅西土地区画整理事業は、事業費を抑制し平準化します。

4-3-(2) 公園・緑地と裾野駅トイレの整備及び維持管理事業では、御師公園整備事業は単年度の事業抑制のため事業期間を長くします。

4-5-(2) 主要幹線道路の整備では、平松深良線稲荷工区の先送りを行います。

4-5-(5) 平松踏切道外1改良事業では、平松踏切道以降の事業を休止します。

4-7-(1) 下水道資本的事業では、事業内容の調整や経費の調整などにより、事業費の平準化や抑制を行います。

その他、4-5-(2) 民生安定施設整備事業では、事業費の上限設定、補修等のサイクル見直しによる計画期間の延長、市費の平準化、事業費の抑制を行います。

4-5-(3) 東西地区道路整備計画に基づく道路整備事業では、道路新設改良事業に統合し、事業費の抑制を図るなど、普通建設事業の抑制を行います。

尚、4-4-(1) 公共交通維持・確保事業では、第1期行革の見直し対象でしたが、今回、バス路線再編を行うこととなりました。

「大綱5 時代のニーズに応えられるまち」では、5-1-(1) 自治会等との連携推進と活動支援について、区運営費・区長活動費交付金等交付事業を、今後、地域ふれあい塾事業、防犯灯整備補助事業などとの統合について検討します。

A4の資料に戻ります。

次に、(3) 令和4年度予算に反映された事業につきましては、以下の表のとおりです。

大綱別に、統合、減額、休止・廃止の分類をしております。

大綱別では、大綱1が20事業、大綱2が15事業、大綱3が8事業、大綱4が9事業、大綱5が7事業、合計で59事業が統合、減額、休止・廃止の対象となりました。

種別では統合が3事業、減額が43事業、休止廃止事業が13事業となります。

第2期行革計画の目標は、財政調整基金の取崩しによる財政運営から脱却し、令

和 9 年度の予算編成までに実質単年度収支を均衡させることです。

継続している事業は年度ごとに事業費の増減があるため、減額の事業費はあくまで参考金額と捉えてください。

次に、2. 大型公共事業の一時停止や先送り・普通建設事業の総量の抑制について事業の進捗状況、今後の予定事業費、問題点や必要な経費などから方向性を検討し、第 2 期行財政構造改革期間中の各年度の事業費の抑制・平準化など、整備計画の見直しを行いました。検討結果につきましては別紙資料 No.1 でご説明したとおりです。

3. その他

(1) 公共施設の在り方の見直し

本年 3 月策定に向けて、「公共施設等総合管理計画」の改訂、個別計画となる幼児施設整備基本構想の改訂作業を進めております。

尚、一部の個別施設の在り方については、資料 No. 1 の事業見直し、令和 4 年度の予算、並びに実施計画に記載しております。

(2) 総人件費の削減

職員手当の見直しを検討し、令和 4 年度は管理職手当、並びに通勤手当の見直しを実施いたします。一部は今回条例改正議案を上程しております。

(3) 補助金の見直し

令和 3 年度は、先ず、事業全般の見直しのなかで、事業自体の縮小、休止、廃止、統合などの検討を行っております。

なお、繰り返しとなりますが、冒頭申し上げた、市長コメントのとおり、令和 4 年度当初予算編成は、村田市長が年度当初から変更したい部分のみを変えております。そのため、新年度の補正予算にて事業変更が見込まれ、今後、実施計画及び行財政構造改革の見直しが多く発生することを想定しておりますことをご承知おきください。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。